

議案第117号

備前市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について

備前市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年12月23日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

備前市使用料及び手数料条例(平成17年備前市条例第88号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(多機能端末機にマイナンバーカードを使用して交付の申請を行う場合に係る手数料の特例)

- 4 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間、マイナンバーカード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)の交付を受けている者が、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、自動的に証明書等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。)に当該マイナンバーカードを使用して交付の申請を行う場合の別表第2の規定の適用については、同表(7)の項、(8)の項及び(27)の項中「200円」とあるのは「10円」とする。別表第2中「(市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、自動的に証明書等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。)」を削る。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第117号参考資料
備前市使用料及び手数料条例新旧対照表

改 正 案	現 行												
<p>附 則</p> <p>(多機能端末機にマイナンバーカードを使用して交付の申請を行う場合に係る手数料の特例)</p> <p>4 令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間、マイナンバーカード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)の交付を受けている者が、多機能端末機(市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機で、自動的に証明書等を発行する機能を有するものをいう。以下同じ。)に当該マイナンバーカードを使用して交付の申請を行う場合の別表第2の規定の適用については、同表(7)の項、(8)の項及び(27)の項中「200円」とあるのは「10円」とする。</p> <p>別表第2(第3条、第7条関係)</p> <p>手数料</p> <table border="1" data-bbox="1038 1104 1366 2038"> <thead> <tr> <th>手数料の種類</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) ～ (6) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7) 住民票交付手数料</td> <td>個人票1通につき 300円 世帯票1通につき 300円 広域交付1通につき 300円 多機能端末機</td> </tr> </tbody> </table>	手数料の種類	料金額	(1) ～ (6) (略)		(7) 住民票交付手数料	個人票1通につき 300円 世帯票1通につき 300円 広域交付1通につき 300円 多機能端末機	<p>附 則</p> <p>別表第2(第3条、第7条関係)</p> <p>手数料</p> <table border="1" data-bbox="1038 176 1366 1104"> <thead> <tr> <th>手数料の種類</th> <th>料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) ～ (6) (略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(7) 住民票交付手数料</td> <td>個人票1通につき 300円 世帯票1通につき 300円 広域交付1通につき 300円 多機能端末機(市の電子計算機)</td> </tr> </tbody> </table>	手数料の種類	料金額	(1) ～ (6) (略)		(7) 住民票交付手数料	個人票1通につき 300円 世帯票1通につき 300円 広域交付1通につき 300円 多機能端末機(市の電子計算機)
手数料の種類	料金額												
(1) ～ (6) (略)													
(7) 住民票交付手数料	個人票1通につき 300円 世帯票1通につき 300円 広域交付1通につき 300円 多機能端末機												
手数料の種類	料金額												
(1) ～ (6) (略)													
(7) 住民票交付手数料	個人票1通につき 300円 世帯票1通につき 300円 広域交付1通につき 300円 多機能端末機(市の電子計算機)												

(8) ~ (34) (略)	(8) ~ (34) (略)

により交付する証	と電気通信回線で接続された端
明1通につき 200円	未機で、自動的に証明書等を発
	行する機能を有するものをい
	う。以下同じ。)により交付する
	証明1通につき 200円